

令和4年度 事業計画

I 基本方針

本事業年度は、公益社団法人にふさわしい活動（※認定法別表23事業）を展開し、幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に努めるとともに、教職員の研究・研修、職能の向上を図る事業を推進する。そして、教職員の各種活動等の支援、助成、調査・研究をはじめ、子どもたちの体験活動や作品展、表彰・コンクール等の公益目的事業の事業区分をふまえながら、「新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、徳島県教育の充実と県民の文化・芸術の向上を図る事業」を積極的に推進していく。

II 重点目標

本会の定款に定めた目的を達成するため、又その公益事業に資するため次のような事業を重点目標として取り組む。

- 1 学校教育（幼・小・中・高^{*1}・特別支援学校）・家庭教育及び社会教育振興上必要な事業の実施、促進及び協力に関すること。
- 2 幼・小・中・高の校（園）長会、教頭会、幼・小・中・高・特別支援教育研究会、各教育研究団体、県教育委員会及び県内大学との密接な連携、協力に関すること。
- 3 各種教育の振興及び教育財政の確立などを図るための支援・協力に関すること。
- 4 教職員の職能向上並びに幼児・児童生徒の文化の向上や学術振興を図るための援助・協力に関すること。
- 5 教育研究の奨励助成並びに功績者の表彰に関すること。
- 6 教育会館を広く教育文化の振興、援助を行う拠点として施設の開放、充実を図る事柄に関すること。
- 7 その他目的達成に必要と認めた事業に関すること。

III 事業計画の概要

1 公益目的事業

(1) 教育の研究、研修、文化、学術の振興に寄与する教育支援事業（公1）

- ①教育研究指定校の募集、審査、助成
- ②特色ある学校（園）活動支援事業の募集、審査、助成
- ③教育研究論文・教育実践記録の募集、審査、表彰
- ④各種教育団体への教育研究活動助成事業
(各種教育振興助成・単位教育会助成・専門部会〔幼小中高教育研究会・特別支援学校部会〕助成)
- ⑤日本連合教育会全国研究大会東京大会への派遣事業
- ⑥教育文化講演会への支援

(2) 幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に寄与する支援事業（公2）

- ①科学作品展、社会科研究選賞展、生活科作品展の開催、審査、表彰
- ②科学経験発表会の開催、審査、表彰
- ③児童教室の開催（こども木工教室、わくわく算数教室、こども科学教室）
- ④児童生徒作品展の開催

(3) 学術文化、教育研究、研修に寄与する施設貸出事業（公3）

*1幼・小・中・高はそれぞれの校（園）の頭文字一字を取る（「幼」は幼稚園・こども園、「中・高」には中等教育学校舎）。特別支援学校は略さない。

- ①教育関係諸団体への貸出，四国，中四国，全国研究大会への貸出及び研究会，講演会，発表会等への貸出
- ②幼児，児童生徒の科学，芸術，文化等活動への貸出
- ③健全育成を目的とした各種会合，PTA活動の会議への貸出
- ④幼児，児童生徒のサークル活動への貸出
- ⑤校(園)長会・教頭会・PTA連絡協議会等(テナント)への貸出
- ⑥美術・工芸等への個人や団体へのギャラリーとしての貸出
- ⑦公益目的で利用する事業者への貸出
- ⑧「まちかど救急ステーション」並びに災害避難場所の指定等への貸出
- ⑨会館等施設・設備機能充実及び維持管理のための事業

(4)教育・文化の振興，発展に寄与する各種研究・調査・資料収集のための出版事業(公4)

- ①「徳島教育」の発行
- ②幼児・児童生徒の副読本・補助教材の発刊

(5)「ひと・こと・もの」を考える啓発・キャンペーン事業(公5)

- ①国際理解，環境，防災，人権等啓発キャンペーン週間の設定とポスター，リーフレット，パネル展の開催

2 収益事業

(1)効率的運営のための施設貸出事業(収1)

- ①一般企業等への貸出
- ②会館等施設，設備機能充実及び維持管理のための事業

(2)教育活動の円滑な推進に寄与する調査出版事業(収2)

- ①学事関係職員録の発行

3 会員の研修・福利厚生，相互扶助事業並びに教育功労者表彰事業(他1)

(1)会員の研修・福利厚生，相互扶助事業

- ①研修・福利厚生事業
 - ・研修事業
 - (県外)宿泊研修，1日研修
 - (体験研修)大谷焼陶芸体験
 - ・福利厚生事業
 - ランチ&エステ，レクリエーションゴルフ，バドミントン大会，囲碁・将棋大会
- ②相互扶助事業
 - ・慰謝金・祝金等の給付事業
 - ・貸付事業
- ③その他
 - ・新会員，特別会員の拡充事業

(2)教育功労者表彰事業

IV 研究主題

変化する社会の中で、心豊かにたくましく生き抜く『人財』を育む教育活動 — 未来へつなぐ教育環境を創造し、一人一人が輝く教育活動の推進 —

主題設定の趣旨

Society5.0時代が到来しつつある中で、2020年、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起こり、社会の変化は加速度を増し、社会はより複雑で予測困難な状況になってきている。このように急激に変化する時代における学校教育には、一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

2020年代を通じて実現を目指す学校教育は、「令和の日本型学校教育」である。これは、効果的なICTの活用ならびにきめ細かな指導体制の整備による「個別最適な学び」と、これまでも重視されてきた「協働的な学び」とをマネジメントし、一体的に充実することを目指している。そして、家庭や地域等、学校教育を支える全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いにしっかりと連携することで学校教育を推進し、心豊かにたくましく生き抜く子供を育てていくのである。

そのためには、まず、学習指導要領等^{*1}の着実な実施が重要である。学習指導要領にある「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性』」は、まさに予測困難な社会を生きていく子供たちが獲得すべき資質・能力である。これらの資質・能力を培うために、私たち教職員一人一人が、どのような教育活動を実践し、どのような子どもを育てていくのかというビジョンをしっかりと確立する必要がある。

本県では、「未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる『人財』の育成」を基本方針とした、令和元年度から令和4年度までを推進期間とする「徳島教育大綱」を策定し、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めた。すでに平成30年度からの5年間にわたる本県教育の新たな行動計画として、「徳島県教育振興計画（第3期）」を策定し、「徳島ならではの」の施策や、成果指標等が総合的かつ体系的に示されている。

私たち教職員は、新しい時代に対応した教育の流れを念頭に置き、学校教育の重要性を再認識するとともに、個々の資質・職能の向上に努め、学校力を強化し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を子供たちに育むことのできる教育に取り組まなければならない。そして、子供たちが、夢を抱き、自らの行動によって未来を切り拓いていくための「生きる力」を身につける場と機会、つまり「未来へつなぐ教育環境」を創出することが大切である。

子供たち一人一人が、個性・能力を生かし、他者と協働しながら、心豊かにたくましく生き抜くための力を育む教育活動が、すべての学校園で行われることを願って、本主題を設定した。

^{*1} 文部科学省公示の各校種の学習指導要領(29.3及び30.3)、幼稚園教育要領(29.3)、厚生労働省告示の保育所保育指針(29.3)、内閣府告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領(29.3)